



2023年8月10日

各 位

会 社 名 BRUNO株式会社
代 表 者 代表取締役社長 森 正人
(コード番号 3140 グロース)
問 合 せ 先 常務執行役員経営情報部長 松原 元成
(電話番号 03-6631-0000)

監査等委員会設置会社への移行、役員の変動及び 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、2023年9月27日開催予定の第28回定時株主総会で承認可決されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行後の役員の変動及び定款の一部変更について、同株主総会へ付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

当社は、取締役会の監査・監督機能の一層の強化とガバナンスの更なる充実を図るとともに、権限委譲による迅速な意思決定と業務執行により、経営の公正性、透明性及び効率性を高めるため、監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

(2) 移行の時期

2023年9月27日開催予定の第28回定時株主総会において、移行に必要な定款変更等についてご承認を頂き、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 役員の変動について

監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきまして、下記のとおり内定いたしました。なお、各取締役候補者の新役職につきましては、第28回定時株主総会並びに同日開催予定の取締役会及び監査等委員会を経て正式に決定される予定です。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者

氏名	新役職（予定）	現役職
森 正人	代表取締役社長	同左

塩田 徹	取締役	同左
小野 聡	社外取締役	同左

(2) 監査等委員である取締役の候補者

氏名	新役職（予定）	現役職
濱田 俊一	社外取締役（常勤監査等委員）	社外監査役（常勤）
鎌谷 賢之	取締役（監査等委員）	取締役
藤原 泰輔	社外取締役（監査等委員）	—

(3) 補欠の監査等委員である取締役の候補者

氏名	新役職（予定）	現役職
片井 ふみ	補欠の社外取締役（監査等委員）	補欠の社外監査役

(4) 退任予定役員

氏名	新役職（予定）	現役職
有信 勝宏	—	取締役
榎本 一久	—	社外監査役
岩城 健	—	社外監査役

(注) 有信勝宏氏、榎本一久氏及び岩城健氏は、2023年9月27日開催予定の第28回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任を予定しております。

3. 定款一部変更について

(1) 変更の目的

監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更その他形式面の修正を行うものであります。

(2) 変更の内容

別紙のとおりです。

(3) 変更の日程

株主総会開催日 2023年9月27日（水）（予定）

効力発生日 2023年9月27日（水）（予定）

以 上

別紙（定款変更新旧対照表）

（下線部が変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第 10 条 株主名簿及び新株予約権原簿の記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての<u>手続きおよび手数料等</u>については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、13 名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>（取締役の選任方法等）</p> <p>第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. （条文省略）</p> <p>3. （条文省略）</p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第 20 条 （条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p><u>2. 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の残任期間と同じとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>（株式取扱規程）</p> <p>第 10 条 株主名簿及び新株予約権原簿の記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての<u>手続及び手数料等</u>については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>（取締役の員数）</p> <p>第 18 条 当社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）は、13 名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）は、5 名以内とする。</u></p> <p>（取締役の選任方法等）</p> <p>第 19 条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. （現行どおり）</p> <p>3. （現行どおり）</p> <p>（取締役の任期）</p> <p>第 20 条 （現行どおり）</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p><u>3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限</u></p>

(役付取締役)

第 21 条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長 1 名を選定し、必要に応じて会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第 22 条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

2. 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会の招集手続)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(新 設)

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(役付取締役)

第 21 条 取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から、社長 1 名を選定し、必要に応じて会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第 22 条 社長は、当会社を代表し、当会社の業務を統轄する。

2. 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から当会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会の招集手続)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 27 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役の報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定

第 28 条 (条文省略)

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第 29 条 当社は監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 30 条 当社の監査役は 5 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

(監査役の任期)

第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする

(常勤監査役)

第 33 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議方法)

第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役の報酬等)

める。

第 29 条 (現行どおり)

第 5 章 監査等委員会

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(削 除)

第 36 条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、金 100 万円以上であらかじめ定めた額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

第 6 章 会計監査人

第 38 条～第 40 条 (条文省略)

(会計監査人の報酬等)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(削 除)

(監査等委員会の設置)

第 30 条 当社は監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第 31 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集手続)

第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開くことができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 33 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 6 章 会計監査人

第 34 条～第 36 条 (現行どおり)

(会計監査人の報酬等)

第 37 条 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 42 条 (条文省略)

第 7 章 計 算

第 43 条～第 46 条 (条文省略)

(新 設)

(新 設)

第 38 条 (現行どおり)

第 7 章 計 算

第 39 条～第 42 条 (現行どおり)

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 当社は、第 28 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 第 28 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお当該定時株主総会の決議による変更前の定款第 37 条第 2 項の定めるところによる。